

高浜原発3・4号の再稼働反対と

避難計画に関する宝塚市への質問・要望書

宝塚市長 中川智子様

4月14日に福井地方裁判所が出した高浜原発3・4号運転差止め仮処分決定【資料1】によって、高浜原発3・4号は当面は再稼働できなくなりました。さらに5月18日には、関電が求めた決定の執行停止に対し、福井地裁は関電のこの請求を却下しました。仮処分裁判はまだ続きますが、決定が覆されない限り、再稼働はできません。

4月14日の決定は、基準地震動の過小評価、重要施設の耐震安全性の軽視等を踏まえ「万が一の危険という領域をはるかに超える現実的で切迫した危険」であると断じています。さらに、これらについて、新規制基準が規制の対象としていないことを問題とし、「新規制基準は緩やかにすぎ、これに適合しても本件原発の安全性は確保されていない。新規制基準は合理性を欠くものである」と厳しく批判しています。

一方、原子力規制委員会は4月22日に原子力災害対策指針を改定しましたが、改定指針は、住民に一層被ばくを強要する内容となっています。これに関して、関西広域連合が4月23日付で国に提出した「原子力防災に関する申し入れ」【資料2】では、「実測値のみに基づく防護措置の実施、UPZ圏外の地域における防護措置のあり方等について、懸念の残る内容となった」と指摘し、これらについて「明確な根拠をもって説明」することを求めています。また、国への「申し入れ」では、立地並みの安全協定の締結などを求め、「これらが実行されないとすれば、高浜原子力発電所の再稼働を容認できる環境にはない」と表明しています。

規制委員会が指針を改悪する中で、福島県の県民健康調査では、小児甲状腺がんの多発及び深刻さが明らかになってきています。5月18日の検討会では、「悪性または悪性疑い」との診断は127名となり、その内103名が手術によって甲状腺がんと確定しています（1名の良性を含む）。避難区域以外の福島市・郡山市・いわき市・会津若松市等でも、小児甲状腺がんが発症しています【資料3】。福島原発事故の被害の実態から目を背けてはなりません。

これらを踏まえて、以下の質問と要望に答えてください。

福島原発事故を繰り返さないために、仮処分決定を尊重し、高浜原発3・4号の再稼働は認められないと、宝塚市として明確な姿勢を示してください。

【質問事項】

1. 福井地裁の「高浜原発3・4号を動かしてはならない」との決定を受けて

(1) 4月14日に福井地方裁判所が出した高浜原発3・4号に関する運転差止の決定は法的効力があり、決定が覆されない以上、高浜原発3・4号は運転が禁じられています。司法の判断を尊重し、またこれまでの宝塚市長の脱原発に向けた積極的な姿勢からも、宝塚市として、市民と関西の住民の安全を守るため、高浜原発3・4号の再稼働に反対であると表明してください。

2. 原子力規制に関して、第三者の専門家による委員会の設置について

福井地裁の決定は、原子力規制委員会の規制基準のあり方そのものを問題にしています。新潟県などの立地県では、独自に原子力発電所の安全性の問題や避難計画等を検討する委員会が設けられ、国に対しても、積極的に発言しています。

しかし、兵庫県及び関西広域連合では、「広域防災局」（担当：兵庫県）、「広域環境保全局」（担当：滋賀県）、「エネルギー検討会」（担当：滋賀県・大阪府）等の部局はありますが、原子力規制基準や原発の安全性を検証する機関はありません。

また、関西広域連合が国に出した4月23日付「原子力防災に関する申し入れ」では、UPZを含む周辺自治体と事業者の安全協定は「立地自治体並みの内容」を求めています。立地自治体並みの安全協定に実効性を持たせるためには、福井県や新潟県のように独自に安全性問題等を検討することが必要となります。

福島原発事故の被害に照らせば、高浜原発から約80kmの宝塚市にも被害が及び、高浜町の住民の受け入れも困難となります。さらに、琵琶湖が汚染されれば関西1300万人に甚大な被害をもたらします。

(1) 原発の「被害地元」である関西でも、国の規制基準や原発の安全性を検証するために、兵庫県あるいは関西広域連合として、第三者の専門家による委員会の設置を検討すべきではないですか。

3. 原子力災害対策指針の改定について

原子力規制委員会は、4月22日に原子力災害対策指針を改定しました。改定内容は、避難ではなく極力屋内退避にとどめ、住民に一層の被ばくを強要するものとなっています。具体的には、

- 一時移転の基準（毎時 $20\mu\text{Sv}$ ）を計測しても、1日がまんして翌日に再度基準値を超えてから、1週間以内に一時移転を判断。
- 避難の指示には、SPEEDI等の予測的手法は使わず、実測値のみによる避難指示。
- 30km圏外のプルーム対策は必要なしとし、安定ヨウ素剤の準備も不用。

これについて、関西広域連合は先に述べたとおり、翌日23日の委員会で、「懸念の残る内容

となった」と指摘し、「明確な根拠をもって説明」することを国に求めています。

また、大阪府は、私達の4月30日の申し入れに対し、「福島県飯舘村の事例もあり、一概に『30 km圏外においては特別な予防的措置は必要なし』とは言い切れないと考えます」と回答しています。

福島県の30 km圏外を含む小児甲状腺がんの深刻な状況については、先に述べたとおりです。

- (1) これまでの指針では、一時移転の基準としてO I L 2で、 $20 \mu\text{Sv/h}$ が計測されれば1週間以内に一時移転（避難）することになっています。しかし、今回の指針では、(注)が改定され、翌日に再度この基準値を超えなければ避難の判断はしないことになっています【資料4】。

これは、プルームは一時的なもので、通過してしまえば空間線量率は低下するという前提に立っています。規制庁は「プルーム通過時の一時的な急上昇の影響を可能な限り除外した」線量で判断するとしています【資料5】。しかし、 $20 \mu\text{Sv/h}$ を計測したその日に雨や雪が降れば、地面に沈着したセシウム等で被ばくしますが、このことを全く軽視しています。

規制委員会は、30 km圏外でも避難が必要になることを認めています【資料6】。その場合には、宝塚市民にもこの基準が適用されることとなります。

なお、 $20 \mu\text{Sv/h}$ という線量率は、福島原発事故後の飯舘村等の線量に匹敵します【資料7】。このような高い基準値そのものが問題ですが、さらに今回は、1日がまんとなっています。

- ①「1日がまん」では、住民の安全を守ることはできないのではないですか。

- (2) 改定指針では、S P E E D I等の予測的手法は使わず、実測モニタリングで避難等を指示するとなっています。

- ①これでは、避難の予測もつけにくく、被ばくしながらの避難となり、安定ヨウ素剤の入手・服用の準備もできないのではないですか。

- (3) 改定指針では、P P Aの概念を削除し、30 km圏外のプルーム対策は必要なしとして、安易に屋内退避にとどめ、安定ヨウ素剤の準備も不要としています。【資料6】

- ①これでは住民の安全は守れないのではないですか。

- ②福島県の小児甲状腺がんの状況からして、30 km圏外でも安定ヨウ素剤の準備は必要ではないですか。

- ③30 km圏外でも、妊婦・幼児・子どもたちへの特別な防護措置や基準が必要ではないですか。

- ④ヘルパーや薬の入手も困難になる要援護者にとって、屋内退避は大きな負担を強いるのではないですか。

4. 高浜町の住民を受け入れる避難所が危険区域に設定されていることについて

原発事故時の避難計画では、宝塚市は高浜町から約7,000名もの住民を受け入れることになっています。

(1) 私達が昨年実施したアンケート調査では、市内の5箇所の避難所(受け入れ人数総数約2,300人分)が土砂災害等の危険区域に設定されたままです【資料8】。同様に危険区域に設定されていた神河町の避難所(小浜市民の避難先)は、別の施設に変更されました。

①この5箇所の避難所の見直しは進んでいますか。

②高浜町との相談・調整はしていますか。

③代替施設が困難な場合は、その分だけ受け入れはできないと表明してはどうですか。

【要望事項】

1. 福井地裁の高浜原発3・4号の運転差止仮処分決定を尊重し、高浜原発3・4号の再稼働は認められないと表明してください。
2. 原子力規制基準や原発の安全性について検証・検討するために、兵庫県及び関西広域連合として独自に第三者の専門家による委員会を設置するよう働きかけてください。
3. 原子力災害対策指針の改定版では住民の安全は守れません。規制委員会に撤回を求め、独自のPPA対策などを検討してください。
4. 土砂災害警戒区域等の危険区域にある避難所の見直し等を進めてください。

2015年5月25日

避難計画を案ずる関西連絡会

(連絡先団体：グリーン・アクション／原発なしで暮らしたい丹波の会／

脱原発はりまアクション／原発防災を考える兵庫の会／美浜の会)

この件の連絡先：美浜の会 大阪市北区西天満4-3-3 星光ビル3階 TEL 06-6367-6580 FAX 06-6367-6581